

5月は自転車マナーアップ強化月間

自転車も のれば車の なかまいる

問交通安全課 ☎2998-9140

この時期、通勤や通学で自転車に乗ることが増えたという人も多いのでは？乗るときはマナーを守って、思いやり・ゆずり合いの気持ちで事故を防ぎましょう。

知ってる？自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
- 4 安全ルールを守る
 - ▶ 飲酒運転・二人乗り・並進禁止
 - ▶ 夜間はライトを点灯
 - ▶ 交差点での一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

守って！自転車のマナー

- ▶ 自転車運転中の傘さし・携帯電話・イヤホンなどは禁止
- ▶ 安全に乗れるよう定期的に整備
- ▶ 交差点は特に注意して通行

交通死亡事故多発中！

市内では、1～3月に交通事故で5人の尊い命が失われました。このため所沢市は、7月1日まで県知事から「交通事故防止特別対策地域」の指定を受け、重点的に交通事故防止に取り組めます。



入ってる？自転車損害保険

県の条例改正により、自転車損害保険などへの加入が義務化されました。詳細は県HP（Q自転車保険）をご覧ください。

なお、所沢市交通災害共済は加入者に見舞金を支払う制度であり、損害保険ではありません。



- ▶ 自転車利用者…自転車保険など（未成年者は保護者が加入）への加入
- ▶ 自転車を利用する事業者、自転車貸付業者（レンタル業者など）…自転車損害保険などへの加入
- ◎業務中の事故は個人賠償責任保険の対象外です。
- ▶ 自転車販売店・学校…自転車損害保険などの加入確認と未加入時の情報提供



家の悩み、解決したい！

我が家の耐震診断・相談会

日場 5月26日(土)午前9時30分～午後4時 / 市役所6階604会議室
対 次の全てを満たす家屋の所有者・所有者
 ▶ 平成12年5月以前に在来工法または枠組壁工法（2×4工法）で市内に建築 ▶ 延床面積500㎡以下の平屋または2階建ての木造戸建住宅

定 申し込み先着30人
申 5月7日(月)～15日(火)に新築・増築時の平面図、立面図、仕様書などを持ち、市役所2階建築指導課に直接
 ◎事前に建築年次、地盤や基礎の状況、屋根（瓦ぶき、鉄板ぶきなど）や外壁の仕上げをご確認ください。各戸に訪問はしません。
問 同課 ☎2998-9180



我が家の耐震診断・耐震改修補助

規模・構造により対象外となる場合があります。耐震診断・耐震改修を行う前に、必ず建築指導課に申請してください。区分所有の共同住宅は、管理組合などの決議が必要です。

対象建築物 昭和56年5月以前に着工した建築物
 ◎詳細はお問い合わせください。市HP（Q耐震診断）でもご覧いただけます。
問 同課 ☎2998-9180

	補助対象	補助額（上限）
耐震診断	一戸建て住宅、兼用住宅（所有者または居住者）	耐震診断費用の3分の2（5万円）
	木造の共同住宅・長屋（所有者）	耐震診断費用の3分の2または住戸数×2万円のどちらか低い額（20万円）
	非木造の共同住宅・長屋（所有者）	耐震診断費用の3分の2または住戸数×5万円のどちらか低い額（100万円）
耐震改修	一戸建て住宅、兼用住宅（所有者または居住者）	耐震改修費用の23%（30万円）
	共同住宅、長屋（所有者）	耐震改修費用の23%または住戸数×20万円のどちらか低い額（300万円）

空き家の利活用ワンストップ相談



相続、管理、賃貸、売却…空き家の悩みをワンストップで相談できる窓口をご存知ですか？空き家の利活用の提案や費用の試算など、専門家のアドバイスが無料で受けられます。

市と協定を結んでいる4つの窓口で、お気軽にご相談ください。
対 空き家の所有者・相続予定者
 ◎相談者が市内在住か、空き家の所在地が市内であれば利用できます。

問 危機管理課防犯対策室 ☎2998-9090

住宅建所沢 空き家・空き地相談センター

日 月・火・木・金曜午前9時～午後4時（祝休日・年末年始・夏季休業日除く）
場 元町28-17元町郵便ビル2階
問 同センター ☎2936-6650

イエステーション 所沢空家空地無料相談センター

日 水曜・年末年始除く午前10時～午後7時
場 喜多町17-12
問 同センター ☎0120-016-700

NPO 法人 空家・空地管理センター

日 年末年始除く午前9時～午後5時
場 西所沢2-1-12第2北斗ビル
問 同センター ☎0120-336-366

全日所沢支部 空家空地無料相談センター

日 水曜除く午前10時～午後4時
場 西所沢2-5-19国土ビル3階
問 同センター ☎2903-3300

マンション管理無料定期相談会

マンション管理士が相談をお受けします。
日場 5月24日(木)午後1時30分～4時30分 / 市役所1階市民ホール
対 市内のマンション管理組合、マンション居住者など
内 修繕、管理費の滞納、騒音など
申 問5月23日(水)までに市街地整備課 ☎2998-9208に電話

◆マンション管理規約には民泊の条項を忘れずに！
 民泊を可能とするか否かを話し合い、管理規約を改正して、民泊をめぐるトラブルを防ぎましょう。
 国が作成した規約の改正例を国土交通省HP（Qマンション管理）でご覧になれます。
問 マンション管理センター ☎03-3222-1517